



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年6月28日火曜日 第319号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	586
公有水面埋立免許の出願.....	(港湾海岸課) ...	587
土地改良区役員の就退任の届出(3件).....	(中予地方局農村整備第一課、南予地方局農村整備課) ...	587
土地改良区の定款変更の認可.....	(南予地方局農村整備課) ...	588
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	588
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	589
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	589

公 告

公文書の公開の実施状況.....	(広報広聴課) ...	590
個人情報の開示等の実施状況.....	(") ...	590
愛媛県立農業大学校入学試験の実施.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	591

教育委員会規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則.....	(義務教育課) ...	592
---------------------------------	-------------	-----

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....	(公営企業管理局総務課) ...	600
-----------------------------	------------------	-----

雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告.....	(市町振興課) ...	602
---------------------	-------------	-----

告 示

○愛媛県告示第722号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月28日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
フジ松前店・ドラッグセイムス松前筒井店	伊予郡松前町筒井44番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司	第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦	令和3年 4月1日	令和4年 6月16日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 ほか3者	株式会社フジ・リテ イリング 代表取締役 山口 晋 ほか3者	令和4年 3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第723号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局四国中央土木事務所及び四国中央市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年6月28日

三島川之江港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時 広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

四国中央市

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

代表者 四国中央市長 篠原 実

愛媛県四国中央市金生町下分121番地2

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

四国中央市川之江町4110番から4236番3を経て4087番60に至る地先公有水面

イ 区域

次の1点と2点を直線で結んだ線及び2点と1点を結ぶ令和3年秋分の満潮位（C・D・L・+3.99m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（愛媛県四国中央市川之江町1087番4、国土地理院「川之江」三等三角点）は、北緯34度00分46.8031秒、東経133度34分02.5623秒の地点

1点は、基点から真北297度17分25秒、511.458メートルの地点

2点は、1点から真北27度41分53秒、430.98メートルの地点

ウ 面積

184,233.18平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

四国中央市川之江町4110番から1087番4を経て4087番60に至る地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からM点までを順次直線で結んだ線及びM点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県四国中央市川之江町1087番4、国土地理院「川之江」三等三角点）は、北緯34度00分46.8031秒、東経133度34分02.5623秒の地点

A点は、基点から真北291度08分48秒、499.708メートルの地点

B点は、A点から真北207度41分56秒、46.63メートルの地点

C点は、B点から真北297度41分53秒、215.00メートルの地点

D点は、C点から真北27度41分53秒、630.98メートルの地点

E点は、D点から真北117度41分53秒、215.00メートルの地点

F点は、E点から真北207度41分54秒、51.85メートルの地点

G点は、F点から真北127度56分52秒、349.50メートルの地点

H点は、G点から真北31度17分43秒、112.70メートルの地点

I点は、H点から真北111度33分07秒、139.05メートルの地点

J点は、I点から真北206度06分57秒、292.39メートルの地点

K点は、J点から真北233度27分59秒、141.65メートルの地点

L点は、K点から真北201度41分16秒、150.07メートルの地点

M点は、L点から真北253度31分41秒、133.33メートルの地点

ウ 面積

396,970.10平方メートル

3 埋立地の用途

用途	配置	規模
保管施設用地	埋立地の北西側に位置	約6.8ha
製造業用地	埋立地の中央部に位置	約5.8ha
	埋立地の東側に位置	約2.5ha
建設業用地	埋立地の南側に位置	約1.2ha
緑地	埋立地の東端に位置	約1.1ha
道路用地	製造業用地 と製造業用地 の間に位置	約0.9ha
	製造業用地 と緑地の間に位置	0.1ha未満
護岸用地	埋立地の北西側に位置	0.1ha未満

4 出願年月日

令和4年6月13日

○愛媛県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年6月28日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	友澤光則	松山市小栗5丁目9-20
"	澤田悟	松山市小栗3丁目4-43
"	新家稔	松山市雄郡1丁目2-2
"	竹嶋秀明	松山市小栗2丁目4-8
"	松本敏	松山市小栗7丁目10-39
監事	澤田茂	松山市小栗3丁目4-40
"	神野邦彦	松山市小栗6丁目8-5
"	青木博美	松山市小栗5丁目6-15

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	友澤光則	松山市小栗5丁目9-20
"	澤田悟	松山市小栗3丁目4-43
"	新家稔	松山市雄郡1丁目2-2
"	竹嶋秀明	松山市小栗2丁目4-8
"	松本敏	松山市小栗7丁目10-39
監事	澤田茂	松山市小栗3丁目4-40
"	神野邦彦	松山市小栗6丁目8-5

○愛媛県告示第725号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、城川町魚成土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年6月28日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
監事	山内康弘	西予市城川町魚成49番地

○愛媛県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年6月28日

○愛媛県告示第728号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年6月28日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-1)第15635号	令和元年9月27日	奥電(有)	恩地裕子	八幡浜市産業通16-37	令和4年5月18日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-29)第8272号	平成29年6月10日	三好建築	三好道久	西予市明浜町狩浜2-161	令和4年5月24日	建築工事業	建設業の廃止

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	一宮義道	大洲市豊茂乙327番地
"	菊地英夫	大洲市豊茂乙122番地1
"	久井一	大洲市長浜町大越甲115番地1
"	惣谷夫二郎	大洲市戒川甲964番地
"	山下利治	大洲市柴甲1595番地
"	宮本増憲	大洲市戒川甲214番地
"	東信利	大洲市長浜町黒田甲137番地
"	峯田泰稔	大洲市長浜町今坊甲1114番地
"	田中堅太郎	大洲市長浜町櫛生乙135番地
"	岡孝志	大洲市長浜町沖浦丙2125番地
"	垣見芳彦	大洲市長浜町出海乙1169番地
"	酒城元直	大洲市長浜町出海甲1295番地
"	重松直博	大洲市長浜甲121番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	一宮義道	大洲市豊茂乙327番地
"	菊地英夫	大洲市豊茂乙122番地1
"	叶岡廣志	大洲市長浜町上老松甲12番地2
"	惣谷夫二郎	大洲市戒川甲964番地
"	山下利治	大洲市柴甲1595番地
"	宮本増憲	大洲市戒川甲214番地
"	矢間一義	大洲市長浜町今坊甲1407番地
"	大谷信行	大洲市長浜町黒田甲290番地3
"	田中堅太郎	大洲市長浜町櫛生乙135番地
"	岡孝志	大洲市長浜町沖浦丙2125番地
"	垣見芳彦	大洲市長浜町出海乙1169番地
"	垣内岩光	大洲市長浜町出海甲1206番地
"	丸山壽一	大洲市長浜甲491番地

○愛媛県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月28日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

○愛媛県告示第729号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和4年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	かどた内科	門 田 久 紀	伊予郡砥部町高尾田635番地2	令和4年6月1日
肢 体 不 自 由	脳神経内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	藤 下 幸 穂	東温市志津川	令和4年6月1日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	愛媛県立新居浜病院	黒 河 司	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和4年6月1日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	愛媛県立新居浜病院	黒 川 慶 昇	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和4年6月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会医療法人北斗会大洲中央病院	山 下 優 嗣	大洲市東大洲5番地	令和4年6月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・肝臓機能障害	内 科	社会医療法人北斗会大洲中央病院	上 原 貴 秀	大洲市東大洲5番地	令和4年6月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	大 口 雅 紀	宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和4年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高須賀 大 暢	東温市志津川	令和4年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	日根野 真 有	東温市志津川	令和4年6月1日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小 川 佳 華	東温市志津川	令和4年6月1日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大 川 悠 真	東温市志津川	令和4年6月1日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	岡 本 雄 一 郎	東温市志津川	令和4年6月1日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	近 藤 元 史	東温市志津川	令和4年6月1日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	坂 井 大 五	東温市志津川	令和4年6月1日
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	市立八幡浜総合病院	濱 崎 太 郎	八幡浜市大平1番耕地638番地	令和4年6月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	市立八幡浜総合病院	宇都宮 秀 和	八幡浜市大平1番耕地638番地	令和4年6月1日

○愛媛県告示第730号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和4年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
小 倉 麻 由	一般財団法人善善会愛媛十全医療学院附属病院	東温市南方561番地	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和4年4月1日
黒 河 健	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町四丁目5番5号	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和4年4月1日
今 井 浩	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	西 条 市 立 周 桑 病 院	西条市壬生川131番地	令和4年5月1日
渡 辺 隆 太	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町四丁目5番5号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和4年4月1日
関 谷 健 佑	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366番地	平成31年4月1日

公 告

○ 公 告

公文書の公開の実施状況

令和3年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和4年6月28日

愛媛県知事 中村時広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位:件)

Table with 5 columns: 区分, 請求等の件数, 処理の状況 (公開, 部分公開, 非公開), 取下げ

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
注2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位:件)

Table with 3 columns: 実施機関, 公開請求件数, 公開申請件数

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位:件)

Table with 3 columns: 請求等の主な内容, 公開請求件数, 公開申請件数

Table with 3 columns: 名簿関係, 188, 0; 公益法人等の決算書類, 150, 0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位:件)

Table with 3 columns: 公開請求者等の区分, 公開請求件数, 公開申請件数

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位:件)

Table with 8 columns: 不服申立て件数, 処理の状況 (却下, 棄却, 一部認容, 認容, 審理中), 取下げ

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○ 公 告

個人情報の開示等の実施状況

令和3年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和4年6月28日

愛媛県知事 中村時広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位:件)

Table with 3 columns: 実施機関, 年度未件数

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位:件)

実施機関	請求の件数	処理の状況			取下げ
		開示	部分開示	非開示	
知事	36	8	17	10	1
公営企業管理者	144	63	73	8	0
教育委員会	87	4	4	79	0
人事委員会	1	1	0	0	0
公安委員会	7	5	2	0	0
警察本部長	62	0	58	4	0
合計	337	81	154	101	1

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位:件)

実施機関		請求の件数
知事	総務部	21
	保健福祉部	28
	経済労働部	5
	小計	54
教育委員会		6,135
人事委員会		62
警察本部長		61
公営企業管理者		4
公立大学法人愛媛県立医療技術大学		72
合計		6,388

注1「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

(単位:件)

実施機関	請求の件数	処理の状況			取下げ
		訂正	部分訂正	非訂正	
保健福祉部	1	0	0	1	0
教育委員会	1	0	0	1	0
合計	2	0	0	2	0

注 他の実施機関については、実績なし。

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

(単位:件)

区分	不服申立て件数		処理の状況					取下げ
	令和2年度からの繰越件数	令和3年度から不服申立て件数	却下	棄却	一部認容	認容	審理中	
開示決定等に係るもの	3	4	0	7	0	0	0	0
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0

〇 公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

令和5年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和4年6月28日

愛媛県知事 中村時広

1 入学試験の区分

総合農学科及びアグリビジネス科

2 入学試験の期日

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

令和4年10月13日(木) 学科試験及び面接試験

イ 一般入学試験(1次募集)

令和5年1月19日(木) 学科試験及び面接試験

ウ 一般入学試験(2次募集)。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

令和5年2月28日(火) 学科試験及び面接試験

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験(1次募集)

令和4年10月14日(金) 学科試験及び面接試験

イ 入学試験(2次募集)。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

令和5年1月20日(金) 学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地

愛媛県立農業大学校

4 募集人員、修業年限及び受験資格

(1) 総合農学科

コース	修業年限	募集人員
農産園芸コース	2年	55人
果樹コース		
畜産コース		
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者(令和5年3月に卒業見込みの者を含む。) (2) (1)に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者	

(2) アグリビジネス科

コース	修業年限	募集人員
農業経営者養成コース	1年	5人
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による大学を卒業した者(令和5年3月に卒業見込みの者を含む。)又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者(令和5年3月に修了見込みの者を含む。) (2) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者(令和5年3月に卒業見込みの者を含む。) (3) 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。)を修了した者(令和5年3月に修了見込みの者を含む。) (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者であって2年以上の就業経験を有するもの (5) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。)を卒業した者(令和5年3月に卒業見込みの者を含む。) (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の能力を有すると認められた者	

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

小論文及び一般教養（一般常識）

イ 一般入学試験（1次募集）

国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）

ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験（1次募集）

小論文

イ 入学試験（2次募集）（実施する場合）

小論文

6 入学願書受付期間

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

令和4年9月12日（月）から9月26日（月）まで

イ 一般入学試験（1次募集）

令和4年12月5日（月）から12月19日（月）まで

ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

令和5年2月1日（水）から2月15日（水）まで

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験（1次募集）

令和4年6月28日（火）から8月31日（水）まで

イ 入学試験（2次募集）（実施する場合）

令和4年10月26日（水）から11月30日（水）まで

(3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。

(1) 総合農学科に入学しようとする者にあつては最終学校の調査書又は卒業証明書及び成績証明書、アグリビジネス科に入学しようとする者にあつては最終学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書及び成績証明書

(2) 総合農学科への推薦入学を希望する者にあつては、出身高等学校又は出身中等教育学校の長の推薦書

(3) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月28日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（用語）</p> <p>第2条 この規則で、次の左欄に掲げる用語は、それぞれ右欄に掲げるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">左 欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	左 欄	右 欄	省略		省略		省略		<p>（用語）</p> <p>第2条 この規則で、次の左欄に掲げる用語は、それぞれ右欄に掲げるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">左 欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>19年改正法</u></td> <td style="text-align: center;"><u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>19年改正法</u></td> <td style="text-align: center;"><u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令施行規則（平成20年文部科学省令第9号）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>更新講習規則</u></td> <td style="text-align: center;"><u>免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4章の2 免許状更新講習</p> <p style="text-align: center;">（免許状更新講習を受講できる者）</p> <p>第5条の2 <u>更新講習規則第9条第1項第2号又は第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</u></p>	左 欄	右 欄	省略		<u>19年改正法</u>	<u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）</u>	省略		<u>19年改正法</u>	<u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令施行規則（平成20年文部科学省令第9号）</u>	<u>更新講習規則</u>	<u>免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）</u>
左 欄	右 欄																				
省略																					
省略																					
省略																					
左 欄	右 欄																				
省略																					
<u>19年改正法</u>	<u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）</u>																				
省略																					
<u>19年改正法</u>	<u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令施行規則（平成20年文部科学省令第9号）</u>																				
<u>更新講習規則</u>	<u>免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）</u>																				

(1) 教育職員として採用された者で、愛媛県内の地方公共団体において教育職員以外の職員として勤務しているもの（当該勤務のため、教育委員会の要請に応じて退職し、引き続いて地方公共団体の職員として勤務している者を含む。）のうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める者

(2) 教育職員として採用された者で、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大洲青少年交流の家の業務に従事しよう求める教育委員会の要請に応じて退職し、引き続いて同法人の職員として勤務しているものうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として教育長が定める者

(3) 愛媛県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事

(4) 愛媛県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事
（更新講習修了確認を受けなければならない者）

第5条の3 19年改正法施行規則附則第3条第2号又は第3号に規定する免許管理者が定める者は、19年改正法附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）のうち、前条第1号に掲げる者とする。

（免許状更新講習を受ける必要がない者）

第5条の4 法施行規則第61条の4第2号又は第4号に規定する免許管理者が定める者は、旧免許状所持者でない者のうち、第5条の2第1号又は第2号に掲げる者とする。

2 19年改正法施行規則附則第10条第1項第2号又は第4号に規定する免許管理者が定める者は、旧免許状所持者のうち、第5条の2第1号に掲げる者とする。

（特に顕著な功績があつた者に対する表彰等）

第5条の5 法施行規則第61条の4第5号又は19年改正法施行規則附則第10条第1項第5号に規定する表彰等は、免許状の有効期間の満了する日又は修了確認期限までの10年間になされた個人に対する表彰等で、次に掲げるものとする。

- (1) 教育者文部科学大臣表彰
- (2) 文部科学大臣優秀教員表彰
- (3) 愛媛県教職員選賞規程（昭和24年12月愛媛県教育委員会告示第26号）に定める表彰（教育職員として表彰されたものに限る。）

(4) 愛媛県職員等表彰規則（昭和54年愛媛県規則第59号）第3条第1号に定める優良職員表彰（教育職員として表彰されたものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、文部科学大臣、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会又は私学団体が行う表彰等であつて、前各号に規定する表彰に準ずるものとして教育長が認めるもの

（臨時免許状の検定及び授与等の出願）

第6条 法第5条第6項、第5条の2第3項又は施行法第2条の規定により、教育職員検定及び臨時免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(10) 省略

（臨時免許状の検定及び授与等の出願）

第6条 法第5条第5項、第5条の2第3項又は施行法第2条の規定により、教育職員検定及び臨時免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(10) 省略

(11) 省略

(特別免許状の検定及び授与の出願)

第6条の2 法第5条第2項の規定により、教育職員検定及び特別免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(10) 省略

(11) 省略

(普通免許状授与等の出願)

第7条 法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により、教育実習等の単位を振り替える場合は、実務に関する証明書

(4)～(7) 省略

(8) 省略

第7条の2 法第16条第1項の規定により、普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 改姓又は転籍により現在の氏名又は本籍地が前号に掲げる書類の記載と異なる者にあつては、戸籍抄本等

第7条の3 12年改正法附則第2項又は第3項の規定により、普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 改姓又は転籍により現在の氏名又は本籍地が前2号に掲げる書類の記載と異なる者にあつては、戸籍抄本等

(普通免許状の検定及び授与等の出願)

第9条 施行法第2条第1項の規定により、教育職員検定及び普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

(11) 有効期間更新証明書、更新講習修了確認証明書、19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書、免許状更新講習免除証明書、有効期間延長証明書又は修了確認期限延期証明書で直前に発行されたもの(以下「更新証明書等」という。)の写し

(12) 省略

(特別免許状の検定及び授与の出願)

第6条の2 法第5条第3項の規定により、教育職員検定及び特別免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(10) 省略

(11) 旧免許状所持者でない者にあつては、更新証明書等の写し

(12) 省略

(普通免許状授与等の出願)

第7条 法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 法施行規則第6条第1項の表備考第9号若しくは第10号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号の規定により、教育実習等の単位を振り替える場合は、実務に関する証明書

(4)～(7) 省略

(8) 旧免許状所持者でない者にあつては、更新証明書等の写し

(9) 旧免許状所持者でない者で、普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過したものにあつては、免許状更新講習(修了)(履修)証明書

(10) 省略

第7条の2 法第16条の2第1項の規定により、普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 旧免許状所持者でない者にあつては、更新証明書等の写し

(6) 旧免許状所持者でない者で、教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過したものにあつては、免許状更新講習(修了)(履修)証明書

(7) 改姓又は転籍により現在の氏名又は本籍地が前3号に掲げる書類の記載と異なる者にあつては、戸籍抄本等

第7条の3 12年改正法附則第2項又は第3項の規定により、普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 旧免許状所持者でない者にあつては、更新証明書等の写し

(6) 改姓又は転籍により現在の氏名又は本籍地が前3号に掲げる書類の記載と異なる者にあつては、戸籍抄本等

(普通免許状の検定及び授与等の出願)

第9条 施行法第2条第1項の規定により、教育職員検定及び普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 旧免許状所持者でない者にあつては、更新証明書等の写し

(10) 旧免許状所持者でない者で、施行法第2条第1項の表上欄各号に掲げる者となつた日の翌日から起算して10年を経過する日

(9) 省略

第10条 法第6条第1項又は第3項に規定する教育職員検定を受け、法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類（法第6条第3項に規定する教育職員検定を受ける者にあつては、第4号又は第9号に掲げる書類を除く。）を提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

（免許状の書換え又は再交付の出願）

第11条 法第15条の規定により、免許状の書換えを願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

第12条 法第15条の規定により、免許状の再交付を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

（特別非常勤講師の届出）

第12条の2 法第3条の2第1項の規定により、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は_____、特別非常勤講師任命等届出書（様式第16号の2）を提出しなければならない。

の属する年度の末日を経過したものにあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書

(11) 省略

第10条 法第6条第1項又は第3項に規定する教育職員検定を受け、法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類（法第6条第3項に規定する教育職員検定を受ける者にあつては、第4号又は第11号に掲げる書類を除く。）を提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 旧免許状所持者でない者にあつては、更新証明書等の写し

(10) 旧免許状所持者でない者で、普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過したものにあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書

(11) 省略

(12) 省略

（免許状の書換え又は再交付の出願）

第11条 法第15条の規定により、免許状の書換えを願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 旧免許状所持者でない者にあつては、更新証明書等の写し

第12条 法第15条の規定により、免許状の再交付を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 旧免許状所持者でない者にあつては、更新証明書等の写し

（特別非常勤講師の届出）

第12条の2 法第3条の2第1項の規定により、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、特別非常勤講師任命等届出書（様式第16号の2）を提出しなければならない。

第5章の2 免許状更新等の手続

（免許状の有効期間の更新等の申請）

第15条の2 法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了し、法第9条の2第1項の規定により免許状の有効期間の更新を申請する者、19年改正法附則第2条第2項の規定により更新講習修了確認を申請する者又は同条第3項第3号の規定により免許状更新講習の課程を修了した後2年2月の期間内にあることについての確認を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 有効期間更新（更新講習修了確認）等申請書（様式第19号）

(2) 免許状更新講習（修了）（履修）証明書

(3) 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書（様式第16号）

(4) 更新証明書等の写し

(5) 改姓又は転籍により現在の氏名又は本籍地が前3号に掲げる書類の記載と異なる者にあつては、戸籍抄本等

（免許状更新講習を受ける必要がない旨の認定等の申請）

第15条の3 法第9条の2第3項の規定により免許状更新講習を受ける必要がない旨の認定を受け同条第1項の規定により免許状の有効期間の更新を申請する者又は19年改正法附則第2条第5項の規定により免許状更新講習を受ける必要がない旨の認定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習免除（による有効期間更新）申請書（様式第20号）
- (2) 在職等証明書（様式第23号）
- (3) 法施行規則第61条の4第1項第3号又は19年改正法施行規則附則第10条第1項第3号に掲げる者にあつては、免許状更新講習の講師であることを証する書類
- (4) 法施行規則第61条の4第1項第5号又は19年改正法施行規則附則第10条第1項第5号に掲げる者にあつては、表彰状等の写し又は表彰等を受けたことを証する書類
- (5) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成20年3月文部科学省告示第51号）に掲げる者にあつては、同告示に定める講習を履修したことの証明書
- (6) 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書（様式第16号）
- (7) 更新証明書等の写し
- (8) 改姓又は転籍により現在の氏名又は本籍地が第2号から前号までに掲げる書類の記載と異なる者にあつては、戸籍抄本等（免許状の有効期間の延長等の申請）

第15条の4 法第9条の2第5項又は19年改正法附則第2条第4項の規定により、免許状の有効期間の延長又は修了確認期限の延期を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 有効期間延長（修了確認期限延期）申請書（様式第21号）
- (2) 延長（延期）事由証明書（様式第24号）
- (3) 法施行規則第61条の5第5号又は19年改正法施行規則附則第7条第1項第5号に掲げる事由により延長又は延期を申請する者にあつては、大学院等の在学証明書
- (4) 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書（様式第16号）
- (5) 更新証明書等の写し
- (6) 改姓又は転籍により現在の氏名又は本籍地が第2号から前号までに掲げる書類の記載と異なる者にあつては、戸籍抄本等（延長された免許状の有効期間等の変更の申出）

第15条の5 前条に規定する免許状の有効期間の延長又は修了確認期限の延期をされた者は、当該延長された期間又は延期された期間を変更する必要があるときは、当該延長又は延期に係る有効期間延長（修了確認期限延期）申請書に添付した延長（延期）事由証明書の延長又は延期の事由の欄に記載した期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 有効期間延長（修了確認期限延期）の期間変更等申出書（様式第22号）
- (2) 有効期間延長証明書又は修了確認期限延期証明書
- (3) 延長（延期）事由証明書（様式第24号）
- (4) 法施行規則第61条の5第5号又は19年改正法施行規則附則第7条第1項第5号に掲げる事由により延長又は延期された者にあつては、大学院等の在学証明書
- (5) 改姓又は転籍により現在の氏名又は本籍地が前3号に掲げる証明書の記載と異なる者にあつては、戸籍抄本等（更新証明書等が発行された旨の証明書の交付申請）

第15条の6 更新証明書等が発行された旨の証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 更新証明書等が発行された旨の証明書交付申請書（様式第25号）

(手数料)

第16条 免許状の授与、新教育領域の追加

、書換え若しくは再交付又は教育職員検定

を願い出る者は、手数料として、愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)で定められた金額に相当する愛媛県収入証紙を願書に貼付しなければならぬ。

(様式)

第18条 この規則の定めるところにより提出し、交付し又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。

Table with 2 columns: 左欄, 右欄. Row 1: 省略

別表第1(第5条関係)

省略

4 高等学校教諭普通免許状

Table with columns: 免許状授与の根拠, 受けようとする免許状の種類, 在職年数, 総単位数, 最低修得単位数, 各教科の指導法に関する科目, 教育の基礎的理解に関する科目, 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目, 大学が独自に設定する科目, 単位数

(2) 改姓又は転籍により現在の氏名又は本籍地が発行された旨の証明を受けようとする更新証明書等の記載と異なる者にあつては、戸籍抄本等

(手数料)

第16条 免許状の授与、新教育領域の追加、免許状の有効期間の更新若しくは延長、書換え若しくは再交付、教育職員検定、更新講習修了確認、19年改正法附則第2条第3項第3号の規定に基づく確認、修了確認期限の延期又は免許状更新講習を受ける必要がない旨の認定を願い出る者は、手数料として、愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)で定められた金額に相当する愛媛県収入証紙を願書にちよう付しなければならぬ。

を願い出る者は、手数料として、愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)で定められた金額に相当する愛媛県収入証紙を願書にちよう付しなければならぬ。

(様式)

第18条 この規則の定めるところにより提出し、交付し又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。

Table with 2 columns: 左欄, 右欄. Rows: 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30 with corresponding document names and form numbers.

別表第1(第5条関係)

省略

4 高等学校教諭普通免許状

Table with columns: 免許状授与の根拠, 受けようとする免許状の種類, 在職年数, 総単位数, 最低修得単位数, 各教科の指導法に関する科目, 教育の基礎的理解に関する科目, 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目, 大学が独自に設定する科目, 単位数

省略																				
法施 行規 則附 則第 35項 (看 護師 養成 施設 3年 制卒 業 者)	省 略																			
法施 行規 則附 則第 35項 (看 護師 養成 施設 2年 制卒 業 者)	省 略																			

備考 省略

様式第1号(第7条 第7条の3関係) 教育職員免許状授与(追加)申請書

省略

省略

省略

省略

省略

省略

省略

注1・2 省略

3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第7条第8号、第7条の2第5号及び第7条の3第5号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

4～6 省略

様式第2号(第6条、第9条、第10条関係) 教育職員(普通・臨時)免許状検定及び授与(追加)願

省略

省略																				
法施 行規 則附 則第 38項 (看 護師 養成 施設 3年 制卒 業 者)	省 略																			
法施 行規 則附 則第 38項 (看 護師 養成 施設 2年 制卒 業 者)	省 略																			

備考 省略

様式第1号(第7条 第7条の3関係) 教育職員免許状授与(追加)申請書

省略

省略

省略

省略

省略

省略

省略

注1・2 省略

3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第7条第10号、第7条の2第7号及び第7条の3第6号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

4～6 省略

様式第2号(第6条、第9条、第10条関係) 教育職員(普通・臨時)免許状検定及び授与(追加)願

省略

省略

省略

省略

省略

省略

省略

注1・2 省略

3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第6条第11号、第9条第9号及び第10条第10号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

4～6 省略

様式第4号の3（第6条の2関係） 教育職員特別免許状検定及び授与願

省略

省略

省略

省略

省略

省略

注1・2 省略

3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第6条の2第11号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

4・5 省略

様式第4号の4（第6条の2関係） 特別免許状

3 | 省略

備考1・2 省略

省略

様式第7号の2（第6条の2関係） 推薦書

省略

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第3項の規定に基づき、上記のとおり推薦します。

省略

省略

省略

省略

省略

省略

省略

注1・2 省略

3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第6条第12号、第9条第11号及び第10条第12号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

4～6 省略

様式第4号の3（第6条の2関係） 教育職員特別免許状検定及び授与願

省略

省略

省略

省略

省略

省略

注1・2 省略

3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第6条の2第12号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

4・5 省略

様式第4号の4（第6条の2関係） 特別免許状

4 | 省略

備考1・2 省略

省略

有効期間の満了の日 年月日

様式第7号の2（第6条の2関係） 推薦書

省略

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第4項の規定に基づき、上記のとおり推薦します。

省略

注 省略

様式第17号(第13条関係) 免許教科以外の教科を担当する許可申請書

省略

省略

注1・2 省略

3 省略

様式第18号(第13条関係) 調書

省略

省略

省略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

注 省略

様式第17号(第13条関係) 免許教科以外の教科を担当する許可申請書

省略

省略

注1・2 省略

3 この申請書は、2通(市町立中学校及び義務教育学校にあつては、3通)提出すること。

4 省略

様式第18号(第13条関係) 調書

省略

省略

省略

注1 この調書は、1通(市町立中学校及び義務教育学校にあつては、2通)提出すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第19号から様式第25号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第1号、第2号、第4号の3、第7号の2、第17号及び第18号の規定による申請書その他の書類は、改正後の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第1号、第2号、第4号の3、第7号の2、第17号及び第18号の規定による申請書その他の書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第1号、第2号、第4号の3、第7号の2、第17号及び第18号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年6月28日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)				
名称	区分	単位	金額	備考	名称	区分	単位	金額	備考
省略					省略				
母体血清マーカー検査料	省略				母体血清マーカー検査料	省略			
母体血出生前遺伝学的検査料		1回	159,560円						
母体血出生前遺伝学的検査力 ウンセリング料		1回	5,500円						
省略					省略				
注1~4 省略					注1~4 省略				
5 この表において「母体血出生前遺伝学的検査料」とは、 母体血出生前遺伝学的検査に際して行う母体血出生前遺伝									

学的検査カウンセリングに係る料金を含まない料金をい
う。

6 省略
7 省略
8 省略
9 省略
10 省略

5 省略
6 省略
7 省略
8 省略
9 省略

附 則

この管理規程は、令和4年7月1日から施行する。

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告する。

令和4年6月28日

愛媛県市町村職員共済組合
理事長 武智 邦典

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
収	負担金	4,479,074	13,036,469	684,012	96,324	0	0	201,227	236,608	0	0	0	0
		590,657							0				
	掛金・組合員保険料	4,544,433	8,329,467	684,005	0	0	0	0	184,712	0	0	0	0
		603,313							0				
	施設収入・商品売上	0	0	0	0	0	0	0	0	57,319	0	0	0
	受取手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,038
	組合員貸付金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,888	0
	利息及び配当金	31	0	0	0	18,682	0	10	11	7	654,036	344	0
		1							0				
	その他収入	440,837	0	0	0	0	0	81,225	81	48,696	16,279	764	82
		0							0				
	補助金	36,895	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0		4,403											
他経理から繰入金	0	0	0	0	0	0	37,102	0	31,000	0	0	0	
前年度繰越支払準備金	692,802	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0												
計	10,194,072	21,365,936	1,368,017	96,324	18,682	0	319,564	421,412	137,022	670,315	28,996	5,120	
	1,193,971							4,403					
支	給付	4,826,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0							0				
	役員給与	0	0	0	0	0	0	133,103	14,483	51,021	24,194	5,987	246
	厚生費	0	0	0	0	0	0	198	267,922	163	31	5	0
									4,371				
	特定健康診査等費	0	0	0	0	0	0	0	28,098	0	0	0	0
									0				
	旅費・事務費	0	0	0	0	0	0	13,408	2,631	1,303	2,862	1,763	647
									0				
商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	0	0	
飲食材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託費・委託管理費	0	0	0	0	0	0	8,985	1,528	27,992	385	73	87	
								0					
支払利息	0	0	0	0	18,682	0	0	0	0	622,485	18,680	1,773	

令和4年6月28日

愛媛県報

第319号

出	老人保健拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	退職者給付拠出金	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	前期高齢者納付金	2,289,072	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	後期高齢者支援金	2,086,463	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	病床転換支援金	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	介護納付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1,214,511											
	連合会払込金・拠出金	574,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	負担金払込金・掛金払込金・保険料払込金	0	21,365,936	1,368,017	96,324	0	0	0	0	0	0	0	0
他経理へ繰入金	37,102	0	0	0	0	0	0	31,000	0	0	0	0	
	0							0					
その他支出	54,082	0	0	0	0	0	147,746	49,552	82,208	27,209	5,342	3,929	
	395							32					
次年度繰越支払準備金	755,590	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0												
計	10,623,026	21,365,936	1,368,017	96,324	18,682	0	303,440	395,214	162,728	677,166	31,850	6,682	
	1,214,906							4,403					
差引当期利益金又は当期損失金()	428,954	0	0	0	0	0	16,124	26,198	25,706	6,851	2,854	1,562	
	20,935							0					

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,612,034	1,299,513	87,327	593	131,239	0	546,765	578,539	442,350	20,505,813	112,500	234,045
	固定資産	0	0	0	0	1,767,000	0	6,113	1,140	813,981	48,968,277	2,092,013	0
	繰延資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産合計		1,612,034	1,299,513	87,327	593	1,898,239	0	552,878	579,679	1,256,331	69,474,090	2,204,513	234,045
負 債	流動負債	18,843	1,299,513	87,327	593	0	0	9,047	13,665	4,708	64,604,684	561	1,412
									1,481				
	固定負債	755,590	0	0	0	1,898,239	0	286,336	50,997	38,928	14,164	1,832,328	177,115
								0					
負債合計		774,433	1,299,513	87,327	593	1,898,239	0	295,383	66,143	43,636	64,618,848	1,832,889	178,527
純 資 産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,157,627	0	0	0
	利益剰余金又は欠損金()	858,919	0	0	0	0	0	257,495	513,536	55,068	4,855,242	371,624	55,518
		21,318							0				
純資産合計		837,601	0	0	0	0	0	257,495	513,536	1,212,695	4,855,242	371,624	55,518
負債・純資産合計		1,612,034	1,299,513	87,327	593	1,898,239	0	552,878	579,679	1,256,331	69,474,090	2,204,513	234,045

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護に係るもの、保健経理の上段は保健、下段はメンタルヘルス対策事業に係るもの